

議案第10号

浦安市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年6月12日提出

浦安市長 内田悦嗣

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、投票所における投票立会人等の報酬の額を改めるため、改正を行うものである。

浦安市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

浦安市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表投票立会人の項投票所の目報酬額の欄中「10,900円」を「12,400円」に改め、同項期日前投票所の目報酬額の欄中「9,600円」を「10,900円」に改め、同項指定病院等の不在者投票所の目報酬額の欄中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表開票立会人の項報酬額の欄及び選挙立会人の項報酬額の欄中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表選挙長の項報酬額の欄中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票管理者の項投票所の目報酬額の欄中「12,800円」を「14,500円」に改め、同項期日前投票所の目報酬額の欄中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項報酬額の欄中「10,800円」を「12,200円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。